

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月31日

日吉津村長 中田 達彦



1、協議の場を設けた区域の範囲

日吉津地区

2、協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月31日

3、該当地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

9 経営体数

法人 2 経営体

個人経営体

4、3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5、農地中間管理事業の活用方針

農業をリタイヤ・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6、地域農業の将来のあり方

農家戸数、農業就労人口の減少、高齢化が進行しており、農業を引き継いでいく後継者の確保が急務となっている。

こうした農業を支える者の減少、高齢化に加え、耕作放棄地の増加が深刻化する中、地域の農業を魅力ある産業として見直しを図る必要がある。